

狭山グリーンハイツ環境衛生委員会会則

(名称および事務所)

第1条 この会は、狭山グリーンハイツ環境衛生委員会（以下「本会」という。）と称し、事務局を狭山グリーンハイツ内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、市役所との円滑な連携をとり、狭山グリーンハイツ内の住民の衛生思想の普及向上を図るとともに、文化的な住み良い生活環境をつくることを目的とする。

(活 動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 生活環境改善運動の推進に関すること。
- (2) 健康増進運動の推進に関すること。
- (3) 公衆衛生思想の普及向上に関すること。
- (4) その他必要と認めること。

(会 員)

第4条 本会の会員は、狭山グリーンハイツ自治会に加入している世帯を会員とする。

(役員等)

第5条 本会に次の役員等を置くものとし、自治会役員および自治委員をもってあてる。

- (1) 会 長 1 名 (環境衛生担当専門部会の兼務)
- (2) 副会長 1 名 (環境衛生担当専門部員の兼務)
- (3) 会 計 1 名 (環境衛生担当専門部員の兼務)
- (4) 委 員 若干名 (環境衛生担当専門部員の兼務)
- (5) 監査員 2 名 (会計監査員の兼務)

(役員等の任務)

第6条 本会の役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった場合その職務を代理する。
- (3) 会計は、会計に関する事務を行う。
- (4) 委員は、この会の目的達成に関する事業の企画および運営にあたる。
- (5) 会計監査は、年度末に会計の監査を行う。

(会 議)

第7条 本会の会議は、総会および運営委員会とする。

(総 会)

第8条 総会は、狭山グリーンハイツ自治会会則第1章第1節（第9条、第11条、および第12条）を準用する。

2 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 事業計画に関する事。
- (3) 予算および決算に関する事。
- (4) その他、総会が特に必要と認めた事項

3 総会は、その付議事項の一部を運営委員会に委任することができる。

(運営委員会)

第9条 運営委員会は、会長、副会長、会計および運営委員により構成する。

2 運営委員会は、次ぎに掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に提出する案件について
- (2) 総会より委任された案件について
- (3) その他運営委員会が特に必要と認めた事項
- (4) その他緊急やむを得ない事項

(会 費)

第10条 本会の会費は、自治会からの分担金による他総会で定める。

(経 費)

第11条 本会の経費は、会費および市の補助金その他の収入をもって、これにあてる。

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成9年4月1日から実施する。